

プール学院大学大学院外国人留学生規程

(目的)

第1条 この規程は、プール学院大学大学院学則（以下「学則」という。）第46条の規定に基づき、プール学院大学大学院（以下「本学大学院」という。）の外国人留学生に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程にいう「外国人留学生」とは、外国の国籍を有する者で、大学院入学を目的として入国許可を受けて入国し、本学大学院に入学を許可された者をいう。

(外国人留学生の入学資格)

第3条 外国人留学生の入学資格は、学則第13条に該当する者とする。

(出願手続)

第4条 外国人留学生として入学を志願する者は、次の各号に定める書類に所定の検定料を添えて、所定の期間中に、学長あてに願出しなければならない。

- (1) 外国人留学生入学願書（本学大学院所定のもの）
- (2) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書又は卒業見込み証明書又は修了見込み証明書
- (3) 最終出身学校の学業成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 出身国の戸籍抄本若しくはこれに相当する証明書又は旅券若しくは外国人登録証明書の写し
- (6) その他本学大学院で必要とする書類

(選考および入学許可)

第5条 外国人留学生として入学を志願する者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続きおよび入学許可)

第6条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに所定の入学金を納入するとともに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 出入国管理法及び難民認定法による在留資格認定証明書の写し
- (3) 外国人登録証明書
- (4) 日本国内に居住する保証人による身元保証書
- (5) 「留学」査証（ビザ）の写し

2. 学長は前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

(入学後の指導体制)

第7条 外国人留学生の教育指導並びに生活相談に応ずることができるよう、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 各留学生には指導教員を定め、適切な教育指導を行う。
- (2) 成績優秀者に対しては別途奨学金規程に基づき、奨学のために奨学金を支給する。
- (3) 3ヶ月以上にわたって、正当な理由なく出席が常で無い者、あるいは連絡不能状態が続き、修学の意志が無く、指導不可能と認められる者は、懲戒（停学、退学）もしくは除籍する。

(諸規則の準用)

第8条 この規程に定めるもののほか、外国人留学生の身上に関すること等必要な事項は学内諸規則を準用する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、常務理事会の承認により学長が行うものとする。

附 則

この規程は、2000（平成12）年4月1日から施行する。

この規程は、2006（平成16）年4月1日から改正施行する。